

資料 1

有価証券及出資金の減損処理に関する基準

第 1 目的

この基準は、町田市会計基準に定める有価証券及出資金（以下「出資金等」という。）の減損処理について必要な事項を定める。

第 2 範囲

この基準は、町田市会計基準に基づき貸借対照表に計上される出資金等を対象とする。

第 3 評価の主体

出資金等の評価は、町田市会計事務規則（平成 14 年 9 月町田市規則第 51 号）第 117 条の 2 に基づき、対象となる出資金等を計上する財務諸表を作成する部長とする。

2 前項に規定する部長は、決算整理手続において、出資金等の減損処理の要否を判断するとともに、その概要を会計管理者に報告しなければならない。

第 4 取引所の相場のある出資金等の取扱

期末時点における時価が著しく下落したときは、時価が取得原価まで回復する見込があると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額については当該年度の「その他特別費用」として処理する。「時価が著しく下落したとき」とは、個々の銘柄の出資金等の時価が取得原価に比べて 50 % 以上下落した場合をいう。また「回復の見込があると認められる場合」とは、時価の下落が一時的なものであり、財務諸表の作成基準日後おおむね 1 年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準まで回復する見込のあることが明確に予測できる場合をいう。

第 5 取引所の相場のない出資金等の取扱

対象となる団体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額については当該年度の「その他特別費用」として処理する。「当該団体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき」とは、直近の

資料 1

財務諸表により算定した実質価額が取得原価に比べて 50 %以上低下した場合をいう。ただし、次の各号に該当する場合は相当の減額をしないことができる。

- (1) 実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合
- (2) インフラ投資等により当該団体の設立当初に発生した累積損失が、当該団体の事業計画等において将来的に解消されることが合理的に見込まれる場合

第6 実質価額の算定方法

第5における実質価額の算定は次の方針により行うものとする。なお、算定された金額がマイナスの場合は、実質価額を0円とする。

- (1) 株式会社の場合

$$\text{実質価額} = 1 \text{株当たりの純資産額} \times \text{保有株式数}$$

$$= (\text{当該法人の純資産額} / \text{当該法人の発行済株式総数}) \times \text{保有株式数}$$

- (2) 株式会社以外の場合

$$\text{実質価額} = \text{出資割合} \times \text{当該団体の純資産額}$$

$$= (\text{町田市の出資額} / \text{総出資額}) \times \text{当該団体の純資産額}$$

ただし、町田市からの出資金が、当該団体の貸借対照表において出資額に相当する勘定科目に計上されていない場合は、総出資額に含まれているものと見なして実質価額を算定することができる。

第7 注記の表示

出資金等の減損処理を行った場合は、その概要を財務諸表中に注記するものとする。

附 則

この基準は、2014年度決算以降の財務諸表作成について適用する。